



行政情報を市民と共有 することがまちづくり の第一歩

宇城市には、市民の皆さんからたくさん意見が寄せられています。苦情や要望、提案に激励など、その内容はさまざま。そっと耳をすますと、そこからまちづくりのヒントがたくさん聞こえてきます。でも、なかにはどうやって意見したらよいかわからない人もおられるのではないのでしょうか。そこで今月号は「広聴力」と題しての特集を組んでみました。

地方分権が進む中、全国の自治体には自己責任、自己決定のまちづくりが求められています。同じような政策を展開しても、必ずしも宇城市でうまくいくとは限りません。宇城市らしいまちづくりを進めていくために、行政に対して出された意見や要望を施策に反映させることが大切です。

宇城市が掲げる協働のまちづくりには、さまざまな問題や課題などの情報を市役所と市民の皆さんが共有することから始まります。そのため広報紙やホームページ、懇談会や説明会などで市民の皆さんがまちづくりを考えるのに十分な、質の高い情報を提供することが求められます。

しかし、これだけでは共有したとは言えません。皆さんが求めているニーズを的確にとらえるため、広聴が必要になってきます。広聴とは、行政機関などが広く一般の人の意見や要望などを聞くことを言います。広報と広聴は、自動車の両輪のような関係です。どちらかが欠けてしまつては、まともに進むことができません。

宇城市の広聴制度には、各種アンケート調査を始め、「市政モニター制度」、「まちづくり市長談話室」、「パンコトーク」、「行政懇談会」などがあり、また、「市民の声直通便」やインターネットを活用した広聴システム「市民の声」があります。

10月からは、意見公募制度（パブリック・コメント）を設置。広聴の種類を増やして、市と市民の皆さんがパートナーとなって、誰もが気軽にまちづくりに参加でき、そして共に考える環境を整えていきたいと考えています。

あなたの近くにある「市民の声直通便」 利用してみませんか



それ以外の用紙でも大丈夫です。

しかし、最近よく見かけられるのが匿名での投かん。せっかく良い提案や、行政から回答をしたくても連絡先の記入がないと、どうしようもありません。名前と住所、電話番号にメールアドレスなど、お忘れにならないようにお願いします。集まったご意見は、各担当課に振り分けられ、係長、課長、次長、部長、副市長、市長へと回覧します。この「市民の声直通便」に書かれている意見は、匿名を除いてすべて市長まで目を通しています。

その後、内容によって回答が必要な場合は、回答を作成し、提案者に返信することになります。お寄せいただいた内容により、返信が遅れることもありますのでご了承ください。

表面

宇城市の「耳」を各地域に配置。

その利用方法はとても簡単です。料金後払い（市負担）の封筒と一緒に提案用紙を用意しています。もちろん、

市内各支所、公民館、福祉センターに配置しています。あなたのアイデアを気軽に投かんすることができます。郵送料は無料です。切手を貼る必要はありません。これまで見たことがあっても、利用したことがない人。また、見たこともない人。これを機会にあなたのアイデアを、近くの「市民の声直通便」を利用してみませんか。

思いついたら今すぐに インターネットを利用した市民の声

より便利に、より気軽に提案できるインターネットを使った広聴システム「市民の声」。その利用方法は…。「まちづくりには関心があるけど、忙しくて、市民の直通便に投かんするのが難しい」という人は、インターネットを利用して提案してみませんか。

前のページで紹介した市民の声のウェブ版です。もちろんその手順も簡単です。まず、宇城市のホームページにアクセス。上の列に『うきうき広場』という「バー」があります。そこを「クリック」してください。

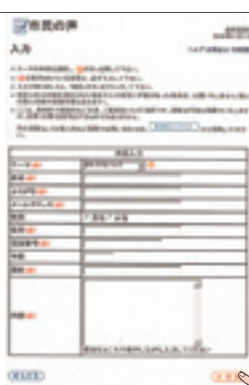
宇城のホームページをアクセス



うきうき広場をクリック (右上)



提言内容の入力画面へ



入力して確認ボタンをクリック

うきうき広場の画面へ



市民の声 (中央) をクリック

住民参加の新しい手法「意見公募制度」 パブリック・コメント

すると、画面が展開して、中央に『市民の声』というボタンが出てきます。ここをクリックして、この「フォーム」にそつて入力してください。必須項目になっている部分がありますので、記入漏れや間違いがないようお願いいたします。

以上の入力完了したら、「確認画面」を「クリック」してください。最後に「送信」と手続きが完了します。こちらも、「市民の声直通便」と同じ処理を行い、回答が必要と判断した場合は、提案者に回答を返信することになります。

市がさまざまな政策や条例を作る途中に、市民の皆さんの意見を募る制度を意見公募手続（パブリック・コメント）といいます。市が条例などの法律の制定や、重要な施策を決めるときに、ホームページなどを通してその素案を公表し、皆さんから意見を募ります。市民の皆さんは、電子メール、郵便などの方法で意見を提出することになります。これにより、施策のスタートの段階から市民の意見が採り入れられることができます。

● 提出方法 郵便、電子メール、持参など
● 提案された意見を整理、考慮し最終的な意志決定
意見を採り入れる場合は、原案の修正を行います。また、意見を採り入れない場合は、市の考え方、採り入れない理由を説明します。



ご意見をお待ちしています

市の基本的な計画や、条例などの素案の作成

市の基本的な計画や市政に関する基本方針を定める条例など

結果の公表

提出された意見や意見に対する考え方の公表を行います。また、原案を修正した場合は、その内容と理由を説明します。

素案の公表

- 公表の方法 ホームページへの掲載、各所管課での閲覧
- 受付期間 原則20日間

☎ 総合政策課行政経営室
032-11111 (内線1216)